解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月二日

大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号アジア太平洋トレードセンターＩＴＭ棟一一階木金館

特定非営利活動法人ふれあい工房

清算人　酒井　治夫

社債権者集会招集公告

当社は、当社第一回転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）について、次のとおり社債権者集会を招集しますので、会社法第七二〇条第四項に基づき公告します。

一　社債権者集会の日時

平成二十二年八月二十五日　午前十時

二　社債権者集会の開催場所

福岡県みやま市高田町上楠田一五一九番地二

当社　本社会議室

三　社債権者集会の目的である事項（議題）

本社債の内容の一部変更の件

四　議案及び提案の理由

㈠　本社債のうち、平成二十一年三月三十一日に償還期限が到来した社債金五千四十万円のうち金七百二十万円及び平成二十二年三月三十一日に償還期限が到来した金五千四十万円の全額（合計金五千七百六十万円）について履行遅滞の状態となっているため、履行遅滞の状態を解消するとともに、今後の事業計画に合わせた償還スケジュールに変更するため、遅滞している金五千七百六十万円と平成二十三年から平成三十一年の各三月三十一日に償還期限が到来する総額金七億三千九百二十万円の合計金七億九千六百八十万円の本社債の未償還額につき、償還期限を変更すべく、平成二十三年三月三十一日以降の本社債の各償還日における償還金額を次のとおり変更する。

平成二十三年三月三十一日　　金一千六百八十万円

平成二十四年三月三十一日　　金二千百六十万円

平成二十五年三月三十一日　　金二千百六十万円

平成二十六年三月三十一日　　金二千百六十万円

平成二十七年三月三十一日　　金二千百六十万円

平成二十八年三月三十一日　　金二千百六十万円

平成二十九年三月三十一日　　金二千百六十万円

平成三十年三月三十一日　　金二千百六十万円

平成三十一年三月三十一日　　金六億二千八百八十万円

㈡　上記㈠の変更及び本社債発行後の会社法の制定に伴い、本社債の未償還部分の各社債の金額を次のとおり変更する。

金一千六百八十万円、金二千百六十万円及び金六億二千八百八十万円

なお、各社債につき無記名式の社債券を発行する。

㈢　当社の収支状況に鑑み、本社債の利率を次のとおり変更する。

ＴＩＢＯＲ（全国銀行協会が発表する十二箇月物の東京日本円銀行間金利申込利率）＋一・二％　但し、ＴＩＢＯＲは、第一回目の利息支払には本社債発行日における利率を適用し、第二回目以降の利息支払日には、前年の利息支払日における利率を適用するものとする。

㈣　万が一当社が再度本社債の償還を遅滞した場合に備え、本社債の譲渡制限を次のとおり変更する。

本社債を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。但し、発行要領第十八項に基づき、当社が、本社債全額について期限の利益を喪失した場合は、この限りではない。

五　書面による議決権行使の期限

平成二十二年八月二十四日午後五時まで

平成二十二年八月二日

福岡県みやま市高田町上楠田一五一九番地二

株式会社福岡サンレイクゴルフ倶楽部

代表取締役　永松　睦雄

第二期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

資産の部計　一八三、四一四

負債及び正味財産の部

負債の部計　六七三、〇五二

正味財産の部計　△四八九、六三八

負債及び正味財産の部計　一八三、四一四

平成二十二年八月二日

鹿児島市西田二丁目二〇番八号二階Ｄ

一般社団法人鹿児島県損害保険代理業協会

代表理事　酒匂　康男

配当公告

富山市婦中町横野七〇番地の八

破産者　株式会社メグ・テクニカ

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ第三〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三五、八九六、四〇四円

（内優先債権額　金五一、一〇〇円）

一、配当することのできる金額

金二四、二三六、四五二円

（内優先債権額　金五一、一〇〇円）

平成二十二年八月二日

富山市千石町二丁目八番九号

破産管財人　金川　治人

配当公告

長野県茅野市金沢五三八七番地一

破産者　株式会社ミクロ

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部平成二十年（フ）第九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金六三一、六〇九、九八二円

優先債権　金一六、一二三、七六八円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一八、〇八三、一一二円

優先債権　金一六、一二三、七六八円

平成二十二年八月二日

長野県諏訪市湖岸通り四丁目九番一一号

破産管財人　齋藤　泰史

配当公告

静岡県富士市依田橋二一七番地の一

破産者　平和印刷株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十一年（フ第八一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四八九、一八七、八四五円

一、配当することのできる金額

金三七、五六一、三六四円

平成二十二年八月二日

静岡市葵区八千代町二四番地九佐藤園やちよびる二階

破産管財人　洞江　秀

配当公告

三重県津市一志町石橋二六四番地、開始時の住所三重県松阪市虹が丘町六九番地四

破産者　井坂　髙志

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十年（フ）第七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九、六八七、六四二円

一、配当することのできる金額

金二、五六八、四二六円

平成二十二年八月二日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市天川大島町二丁目九番地二、最後の住所群馬県伊勢崎市緑町六番一号ユニーブル伊勢崎セントラルエアタワー一一〇四　被相続人　亡　佐藤　純司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二日

群馬県渋川市石原五六番地三

相続財産管理人　清水　敏晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西早稲田二丁目五一三番地、最後の住所東京都新宿区西早稲田二丁目五番一四号　被相続人　亡　加藤　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一